

# 最近の年金関連トピックス

---

平成28年7月

# 目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 企業年金制度改正に関する動き	
1-1. 第17回社会保障審議会企業年金部会の開催について	… 4
1-2. 第18回社会保障審議会企業年金部会の開催について	… 7
1-3. DB法施行規則等の一部改正にかかる省令等の改正について	… 9
1-4. リスク対応掛金、リスク分担型企業年金に係る政省令案の 意見募集開始について	… 13
1-5. リスク対応掛金、リスク分担型企業年金に係る告示・通知案の 意見募集開始について	… 21
1-6. 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の可決	… 24
1-7. 改正DC法等の一部の施行に関する意見募集について	… 28
1-8. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布	… 30
1-9. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令の公布	… 32
1-10. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う DB法施行規則の一部改正に関する省令について	… 33
2. 退職給付会計関連	
2-1. 年金債務 企業を圧迫	… 35
2-2. 平成28年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果	… 37
2-3. ASBJにおけるリスク分担型企業年金の会計処理の議論	… 40
2-4. ASBJが「リスク分担型企業年金の会計上の取扱い」に関して公開 草案を公表	… 41
3. その他	
3-1. 厚年本体の平成27年度運用実績(弊社推計値)について	… 45
3-2. 金利低下と年金財政運営	… 47
3-3. 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について(平成28年度)	… 48
3-4. 平成28年3月末の企業年金の資産残高等について	… 50
4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成28年4月～6月)	

※ 平成28年4月～平成28年6月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

# 本資料掲載のトピックス

《企業年金、多様化の時代へ》 ⇒P4～33、P35～43

本年前半には、年金制度の選択肢を広げる改正が相次いで行われました。1つはリスク分担型企業年金の導入です。リスク分担型企業年金は確定給付企業年金法の枠組みの中で行われる制度でありながら、会計上の取扱いは確定拠出制度となる制度です。もう1つは、確定拠出年金法の改正であり、最も大きな変更点は個人型DCの加入範囲が拡大したことです。

前者は提供する制度の選択肢を増やすものであり、スポンサーサイドの選択肢を広げるものと言えます。これまではDBかDCという二者択一でしたが、制度上はDBで会計上はDCという制度が選択肢として加わることになります。制度の選択にあたっては、従業員および企業にとってどの制度が好ましいかを検討することになりますが、検討対象とする選択肢は多いに越したことはありません。一方で、選択結果が1つである必要もありません。

後者は加入者サイドの選択肢を広げるものと言えます。従来、DCに加入できなかった第3号被保険者、公務員はもちろん、企業年金の加入者も個人型DCに加入できるようになるからです。加入者サイドにとっても選択肢が増えることは望ましいことですが、制度を提供するスポンサーとしては、加入者に対して多様な選択肢が与えられる中で、望ましい企業年金制度を模索していくことが必要になってきます。その意味でも提供する制度の選択肢が増えたことは有意義なことと言えます。

一方、本年前半はマイナス金利が企業年金制度に大きな影響を与えることになりました。割引率低下による退職給付債務の増加が、企業の財政状態を悪化させることになった他、資産運用にも少なからず影響を与えることになります。年金制度では運用収益の低迷は、加入者、スポンサーいずれかに(あるいはいずれにも)悪影響を与えます。制度の選択肢が増加する今後も、資産運用のリスクを加入者とスポンサーでどのように負担するかは、制度設計のうえで最も重要なポイントと言えるでしょう。

<3つの企業年金>

	確定給付企業年金	リスク分担型企業年金	確定拠出年金
根拠法	確定給付企業年金法		確定拠出年金法
会計上の取扱い	確定給付制度	確定拠出制度	
給付額	規約で定めた方法で算定	規約で定めた方法で算定 ただし、財政状況に応じて増減	掛金とその運用収益で決定
掛金	数理計算により算出 (積立状況により追加負担あり)	数理計算により算出 (追加拠出義務はなし)	予め定められた方法で拠出 (追加拠出義務はなし)

# 1.企業年金制度改正に関する動き

---

# 1-1. 第17回社会保障審議会企業年金部会の開催について

## ・ 以下3つのテーマについて厚生労働省案が示される

- ① 掛金拠出弾力化とリスク分担型DBの制度内容
- ② 確定給付企業年金のガバナンス強化
- ③ 熊本地震発生を踏まえた災害等によるDC掛金納付特例の創設

～以下、メールマガジン「第17回社会保障審議会企業年金部会の開催について(4/28)」転載～

4月28日、第17回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

今回の部会では以下の3つのテーマについて厚生労働省案が提示されました。

- ・ 「掛金拠出の弾力化とリスク分担型DB」に関する制度内容の詳細
- ・ 「確定給付企業年金のガバナンスの強化」に関する詳細
- ・ 熊本地震発生を踏まえた災害等によるDC掛金納付特例の創設

<掛金拠出の弾力化について新たに示された主な内容>

### 【将来発生するリスクの具体的な測定方法】

前回部会で、将来発生するリスクを算定し、その水準を踏まえた新しい掛金(リスク対応掛金)を拠出するスキームが提案されましたが、今般、将来発生するリスクの算定方法として、資産区分毎の残高に所定の係数を乗じた額の合計額に基づき算定する「標準方式」と各制度の実情にあわせる「特別方式」が示されました。オルタナティブ資産等「その他の資産」の割合が20%以上の制度は「特別方式」による算定を義務付けるとされ、その算定方式については、予め厚労大臣の承認または認可が必要となります。

(以下厚生労働省資料ご参照)

[https://i02.smp.ne.jp/u/mutb\\_img/20160428image1.pdf](https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20160428image1.pdf)

### 【リスク対応掛金の設定方法】

前回部会では、特別掛金の設定方法が参考事例となっていました。今般、以下2つのルールが示されました。

- ・ 拠出期間は特別掛金の拠出期間よりも長期に設定
- ・ 5～20年の均等拠出の他、弾力拠出(上下限の範囲内で拠出)や定率拠出(残額の15%～50%を拠出)を選択可能

### 【リスク対応掛金の変更ルール】

一度設定したリスク対応掛金は原則として拠出完了まで変更できないが、以下のような場合は、変更可能とされています。

- ・ 景気悪化等により、新たに発生した積立不足に対応するために特別掛金を拠出する場合(→リスク対応掛金を特別掛金に振替え)
- ・ 積立金の資産構成等の変化により、将来発生するリスクが増加する場合(→新たにリスク対応掛金を設定可能)

# 1-1. 第17回社会保障審議会企業年金部会の開催 について

なお、運用が好転し、財源が給付現価と将来発生するリスクの合計を超過する場合は、変更必須(リスク対応掛金の減少)となります。

(以下厚生労働省資料ご参照)

[https://i02.smp.ne.jp/u/mutb\\_img/20160428image2.pdf](https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20160428image2.pdf)

<リスク分担型DBについて新たに示された主な内容>

## 【将来発生するリスクの具体的な測定方法】

リスク分担型DBにおける将来発生するリスクの算定方法については掛金拠出の弾力化と同様ですが、以下の3点が異なります。

- ・ (退職一時金からの移行等)新規に制度を開始する際等は、積立金が十分でなく将来発生するリスクを適切に見込めないため、一定期間経過後の積立金額を推計し、この推計額に基づき算定
- ・ 予定利率低下リスク(一定期間経過後に予定利率が低下した場合の積立不足)を考慮
- ・ 「その他の資産」の割合が10%以上の場合等は「特別方式」を採用  
(以下厚生労働省資料ご参照)

[https://i02.smp.ne.jp/u/mutb\\_img/20160428image3.pdf](https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20160428image3.pdf)

## 【同一DBにおけるリスク分担型と従来型の併用】

1つのDB内での併用は原則として認めないが、それぞれでの経理や資産区分を行う等の要件を満たせば、併用は可能とされています。

<確定給付企業年金のガバナンス強化案として示された主な内容>

## 【総合型DBへの対応】

- ・ 代議員の定数が基金規模に見合った一定数以上であり、所属企業に偏りが生じないように選任基準を定める
- ・ 外部専門家による会計監査を導入

## 【資産運用について】

- ・ 受託保証型DBを除き、全てのDBにおいて運用の基本方針及び政策的資産構成割合の策定を義務付け
- ・ 厚生年金基金を参考に、資産運用ガイドラインを見直し  
(以下厚生労働省資料ご参照)

[https://i02.smp.ne.jp/u/mutb\\_img/20160428image4.pdf](https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20160428image4.pdf)

# 1-1. 第17回社会保障審議会企業年金部会の開催 について

## <災害等によるDC掛金納付特例の創設について>

災害等による掛金納付特例を省令で措置し、平成28年熊本地震にて被災された企業型DC実施事業所の事業主等に適用するものとされました。(5月中旬に省令施行予定)

(以下厚生労働省資料ご参照)

[https://i02.smp.ne.jp/u/mutb\\_img/20160428image5.pdf](https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20160428image5.pdf)

## <今後の見通しについて>

「掛金拠出の弾力化とリスク分担型DB」については、企業会計基準委員会(ASBJ)の動向を踏まえ近々パブリックコメントが開始されると思われます。

「確定給付企業年金のガバナンスの強化」については次回以降の部会で引き続き議論予定です。当部会資料については、以下をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000123294.html>

# 1-2. 第18回社会保障審議会企業年金部会の開催 について

- ・ 確定給付企業年金のガバナンス強化について具体案を追加

～以下、メールマガジン「第18回社会保障審議会企業年金部会の開催について(6/14)」転載～

6月14日、第18回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。

主な内容は以下のとおりです。

1. 「DBのガバナンス強化」について前回(第17回)提示された案に対して以下のような具体案が追加されました。前回および今回提示された案を基に今後詳細が示されていく予定です。

## <総合型DB基金への対応>

### (1)代議員の専任のあり方

- ・原則として全ての事業主を選定代議員とする。ただし、事業主が100人を超える場合は「全事業所の1割(上限50人)以上が選定代議員となり」「再任制限を設けるなど特定の事業主に偏らないよう」選定基準を定める
- ・実施事業所が増加する場合は、当該規約変更時に代議員の定数を上記基準に適合するよう見直す
- ・なお、総合型DB加入企業の大半が所属する組織体が存在し、当該組織体が基金運営に対してガバナンスを発揮できる場合は、これらの規制は適用しない

### (2)会計監査

- ・監査の範囲は厳正な確認が必要な分野(資産額や業務経理)に限定することなどを検討

## <資産運用について>

- ・日本再興戦略2016において、企業年金等におけるスチュワードシップ・コードの受入推進を求められていることを踏まえ、スチュワードシップ責任やESG投資について、運用受託機関の選任・契約締結を行う際の定性評価項目の一つとして例示



# 1-2. 第18回社会保障審議会企業年金部会の開催 について

## <加入者等への説明・開示>

- ・現在、DB制度の業務概況を加入者等に対して周知することとされているが、周知される項目や周知の方法について、改善の余地がないか、今後、企業年金部会等において検討

## 2. 「DCの運用に関する専門委員会(仮称)」の設置について

- ・DCの指定運用方法(デフォルトファンド)の選定基準および運用商品数の上限設定等について検討を行う専門委員会を社会保障審議会企業年金部会の下に設置

## 3. 「個人型DCの加入拡大に係る普及活動」について

- ・国民年金基金や民間団体等で構成する「DC普及推進協議会(仮称)」を本年7月を目途に立上げ、個人型DCの適用拡大に向けて普及・推進を実施

## 4. 「DCに係る勤続年数の拡大」について

- ・DCの老齢給付金を一時金で受け取る場合の退職所得控除額の算定基礎となる勤続年数について、税務当局の指導に基づき、現行「60歳まで」を「65歳以下の規約に定める年齢まで」とする取り扱いに変更

## <今後の企業年金部会について>

次回以降の部会における議題は明らかにされておりません。

当部会資料については以下をご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=163664>

# 1-3. DB法施行規則等の一部改正にかかる省令等の改正について

- 特例掛金の拠出時期の早期化などが実現
- 4月8日から施行へ

三菱UFJ年金ニュースNo.405(4/12)

## ポイント

- 標記については意見募集※1※2が行われておりましたが、今般、省令・通知※3が改正されましたのでご案内いたします。
- 省令・通知の改正内容は以下のとおりです。（意見募集時から変更はありません）
  1. 非継続基準抵触時の掛金の見直し
  2. 実施事業所減少にかかる一括拠出額の見直し
  3. 選択一時金の現価相当額の計算方法の見直し
  4. その他の見直し
- 施行日：平成28年4月8日

※1 年金ニュースNo.400ご参照

※2 年金ニュースNo.401ご参照

※3 確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第90号）  
「確定給付企業年金制度について」の一部改正について 平成28年4月8日年発0408第1号  
「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について 平成28年4月8日年企発0408第1号

# 1-3. DB法施行規則等の一部改正にかかる省令等の改正について

## 非継続基準抵触時の掛金の見直し

【経過措置】平成29年3月31日以前に終了する事業年度にかかる決算においては、現行の取扱いが可能

- ✓ 非継続基準に抵触した場合、積立不足をできる限り早期に償却できるよう、積立比率方式による特例掛金の拠出時期を早期化。
- ✓ あわせて、特例掛金の算定方法を精緻化(資産の変化について適切に見込むための措置)。

	現行	変更内容
特例掛金の拠出時期	特例掛金を非継続基準に抵触した決算年度の翌々事業年度の規約に定める時期に拠出	翌事業年度より特例掛金の拠出を可能とする (現行どおり翌々事業年度からの拠出も可能)
特例掛金の算定方法	積立不足を償却するための額+翌事業年度における債務の増加見込額 - 翌事業年度における資産の増加見込額 ↑ 掛金収入による資産の増加のみを見込む	左記「翌事業年度における資産の増加見込額」を精緻化し、 <b>給付による資産の減少や運用収益による資産の増加も見込む</b>

### 【特例掛金の算定方法】

掛金収入による資産の増加、  
給付による資産の減少、  
運用収益による資産の増加  
を見込む

特例掛金	当年度末における積立不足の償却額
翌年度における <b>資産の増加見込額</b>	翌年度における最低積立基準額の増加見込額

※ 翌年度に特例掛金を拠出する場合は、翌年度の資産・最低積立基準額の増加見込みは織り込まない

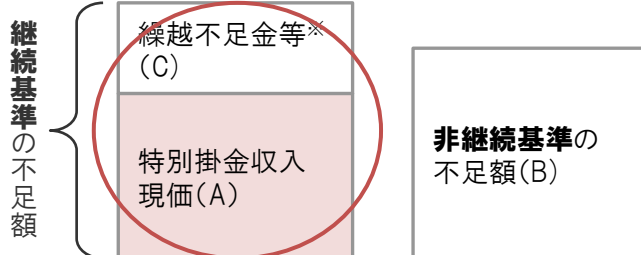
## 実施事業所減少にかかる一括拠出額の見直し

- ✓ 事業所がDBから脱退する場合、他の事業所の掛金が増加しないよう掛金を一括拠出することとなっているが、この一括拠出額の算定を見直し、新たな方法を追加。

	現行	変更内容
一括拠出額の算定方法	特別掛金収入現価(A)と非継続基準の不足額(B)のいずれか大きい額 ただし、特別掛金収入現価の方が大きい場合は、繰越不足金等(C)を加算可能	特別掛金収入現価(A)+繰越不足金等(C)と非継続基準の不足額(B)のいずれか大きい額 (現行どおりの方法も可)

### 【A<B<A+Cの場合】

一括拠出額の算定方法として、継続基準と非継続基準の不足額の丈比べを採用する場合、現行では右図のケースでは非継続基準の不足額(B)を拠出することとされ、継続基準の不足額(A+C)を拠出できない。よって、継続基準の不足額を拠出できるようA+CとBの丈比べを可能とする。



※ 繰越不足金等とは、積立金の額が責任準備金の額を下回る額であり、減少時において特別掛金で措置されていない不足額を指している

# 1-3. DB法施行規則等の一部改正にかかる省令等の改正について

## 選択一時金の現価相当額の計算方法の見直し

- ✓ 選択一時金の額は年金給付の現価相当額が上限だが、現価相当額の計算の基礎となる予定利率(下限予定利率※<sup>1</sup>)の取り方の制約により、資格喪失時の脱退一時金よりも繰下げ支給の年金(老齢給付金)を一時金(=選択一時金)で受け取る方が額が小さくなる場合があった。
- ✓ 資格喪失時の脱退一時金額を確保できるよう予定利率の取り方を見直し。

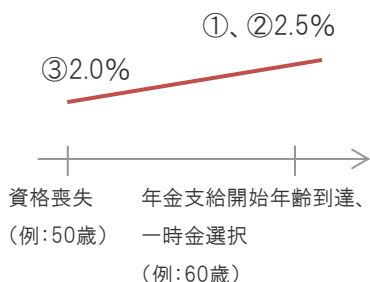
※1 厚生労働大臣が定める掛金の計算に用いる予定利率の下限

	現行	変更内容
選択一時金の現価相当額の計算方法	選択一時金の上限は①・②のいずれか低い率を用いた年金給付の現価相当額とする ①年金支給開始年齢到達時の下限予定利率※ <sup>2</sup> ②一時金選択時の下限予定利率※ <sup>2</sup>	下限予定利率の選択肢に以下③を追加し、①～③のいずれか低い率を用いた年金給付の現価相当額とする ③資格喪失時の下限予定利率※ <sup>2</sup>

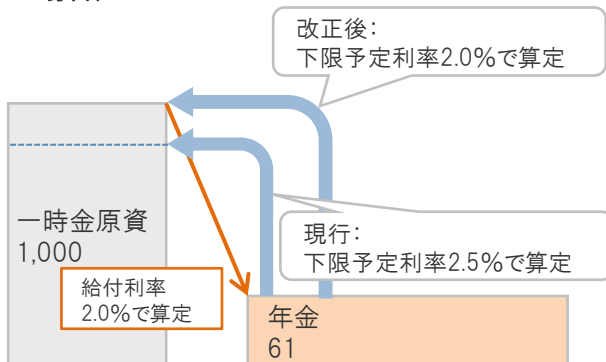
※2 直近の財政再計算の基準日以降最も低い率

### 【選択一時金の上限額イメージ】(20年確定年金:給付利率2.0%の場合)

～下限予定利率の上昇局面～



改正後の選択一時金上限(1,000)  
 現行の選択一時金上限(961)



一時金原資 > 選択一時金とならないよう、①～③のうち最も低い下限予定利率を使用可能とする

## その他

- ✓ 手続きの整理
  - 制度統合・分割・合併・権利義務承継等における承認または認可申請に添付する書類を追加・整理し、申請事項に則した内容となるよう申請書類を整理。

規約型	基金型
▶ 給付減額が生じる場合の添付書類に「給付減額理由書」を追加	
▶ 終了承認申請書の添付書類に「終了理由書」を追加 ▶ 規約の統合または分割時の申請書類について、規約の承認時と同様の書類を追加	▶ 解散認可申請書の添付書類に「解散理由書」を追加 ▶ 合併後設立基金又は分割設立基金における申請書類について、設立認可時と同様の書類を追加

# 1-3. DB法施行規則等の一部改正にかかる省令等の改正について

## その他(つづき)

- ✓ 障害給付金の請求に係る添付書類の見直し
  - DB等における障害給付金の請求の際に、障害の原因となった疾病等の初診日を明らかにする書類を添付することができない時は、診察券・入院記録等の当該初診日を証するの参考となる書類の添付を可能とする。
- ✓ 存続連合会への事務委託
  - 厚生年金基金の一部の設立事業所がDBに権利義務移転(代行返上)を行う際の記録整理及び現価相当額の算定業務等について、政府から連合会に事務委託可能とする。
- ✓ 受託保証型DBに関する見直し
  - 通常のDBから受託保証型DBへ移行する際、積立不足の一括償却を可能とする。
  - 受託保証型DBにおいて選択一時金の現価相当額の計算に使用する予定利率は、生命保険契約の契約者価額の計算に用いる予定利率に固定。
- ✓ 個人情報保護に関する規定の整備
  - DBの事業主及び基金、企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、国民年金基金連合会、DCの事業主、存続厚生年金基金並びに存続連合会が適正に個人情報の取扱いを行う旨を規定。

## 1-4. リスク対応掛金、リスク分担型企業年金に係る 政省令案の意見募集開始について

- リスク対応掛金について、算定方法・設定方法が明示される
- リスク分担型企業年金の具体的な制度内容が明らかに

三菱UFJ年金ニュースNo.408(5/30)

### ポイント

- 今般、標記に係る意見募集<sup>※1</sup><sup>※2</sup>が開始されましたので、ご案内致します。
- 政省令案<sup>※3</sup>に記載がある主なポイントは以下のとおりです。
  1. リスク対応掛金
    - 財政悪化リスク相当額の測定
    - リスク対応掛金の設定方法
    - 責任準備金の定義
  2. リスク分担型企業年金
    - 給付調整の仕組み
    - 財政悪化リスク相当額の測定
    - 掛金の設定方法
- 財政悪化リスク相当額の具体的な測定方法等については、政省令案に記載がないため、第17回企業年金部会の厚生労働省資料をもとに記載しています。

※1 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160076&Mode=0>

※2 意見募集期限：平成28年6月26日（日）必着

※3 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案、確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令案

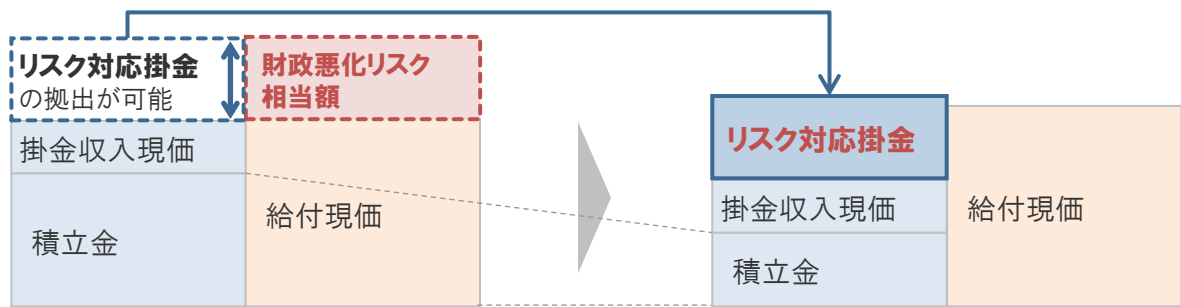
# 1-4. リスク対応掛金、リスク分担型企业年金に係る 政省令案の意見募集開始について

## リスク対応掛金

- 不況期等に掛金増加につながらないように、通常の予測を超えて財政の悪化が損なわれる危険(将来のリスク)に対応する額として「財政悪化リスク相当額」を予め測定
- 「財政悪化リスク相当額」の水準を踏まえて、「リスク対応掛金」の拠出を可能にする
- 新しい要素(「財政悪化リスク相当額」「リスク対応掛金」)を踏まえ、財政均衡(支出と収入のバランス)の考え方(責任準備金と積立金の関係)が変更
- 原則、全てのDB制度※へ適用 ※受託保証型DBや簡易基準DB(加入者500人未満等が条件)を除く

《現時点》

《将来の財政悪化時》



### 財政悪化リスク相当額の測定

政省令案には具体的記載なし。第17回企業年金部会資料より作成。  
※後日、告示案にて測定方式等の名称等が変更(1-5.ご参照)

- ✓ 20年程度に一度の損失にも耐えうる基準として、「標準方式」もしくは「特別方式」にて測定
- ✓ 所定の係数が定められていない資産(その他資産)の割合が20%以上の場合は、「特別方式」が必須
- ✓ 財政計算(定例財政再計算以外も含む)毎に定める(初回設定は、定例財政再計算前でも可能)

### 《標準方式》

- 将来の価格変動による積立金の減少を想定し、財政悪化リスク相当額を測定
- 具体的な測定方法は以下のとおり
  - ①資産区分ごとに、資産残高に所定の係数を乗じ、これらの合計額を算出
  - ②係数が定められていない資産(その他の資産)の額を勘案した補正率※を算出
  - ③「①の額×②の補正率」が「財政悪化リスク相当額」の測定値

【計算例】

資産区分	係数が定められている資産						合計	その他の資産	資産合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産			
資産残高	6億円	2億円	2億円	1億円	2億円	1億円	14億円	1億円	15億円
所定の係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%			
資産残高×所定の係数	0.3億円	1億円	0.5億円	0.5億円	—	—	2.3億円 (①)	補正率 (×1.07 (②))	2.46億円

※補正率=資産合計\* / 係数が定められている資産の合計額  
\* 資産合計が給付現価の額を上回る場合は、給付現価の額とする

財政悪化リスク相当額=2.46億円  
(=2.3億円×1.07)



# 1-4. リスク対応掛金、リスク分担型企业年金に係る 政省令案の意見募集開始について

## 《特別方式》

- 厚生労働大臣の承認または認可を得ることで、「財政悪化リスク相当額」を各制度の実情に合った方式で計算することも可能

採用・変更・終了にかかる手続き等	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別方式を採用しようとする場合は予め厚生労働大臣の承認または認可を得る</li> <li>年金数理人が特別方式による算定が不適当である旨の所見を付した場合は直ちに特別方式の変更または使用を中止する</li> </ul>
算定の考え方・考慮要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付現価から掛金収入現価および積立金を控除した額が将来増加する危険に基づき算定</li> <li>20年に1度の頻度で生じると想定される危険を測定</li> <li>バリュエーション・アット・リスクによる場合には、片側95%の信頼区間を使用</li> <li>資産の価格変動リスクを考慮すること。また基礎率と実績とが乖離するリスク(負債側のリスク)も考慮するよう努めること。</li> <li>リスク分担型企业年金の場合は予定利率低下リスクも考慮しなければならない</li> <li>算定に関連する全ての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いており、データは特別方式による算定が正確かつ頑健となるような期間にわたる数値を用いること</li> </ul>

## リスク対応掛金の設定方法

- ✓ 財政計算(財政再計算)時に、財政悪化リスク相当額の範囲内で拠出(任意)
- ✓ 拠出方法の選択肢は均等拠出(5年以上20年以内)、弾力拠出、定率拠出(15%~50%)
- ✓ 拠出期間は特別掛金(現に発生している積立不足を償却するための掛金)の償却期間より長期に設定しなければならない

## リスク対応掛金の変更ルール

- ✓ 一度設定したリスク対応掛金は原則として拠出完了まで変更できないが、以下の場合は変更可能

### 《リスク対応掛金を変更できる場合》

要件	変更内容
財政計算を行い、新たに過去勤務債務の額が発生する場合	特別掛金収入現価の増加額の範囲内でリスク対応掛金額を減少
定例財政再計算に伴い、財政悪化リスク相当額のうち財源が確保されていない部分(財政悪化リスク相当額-リスク充足額(後述))が前回計算時より増加する場合	当該増加部分に対して新たにリスク対応掛金を定め、前回計算したリスク対応掛金に加算
<ul style="list-style-type: none"> <li>合併・分割</li> <li>規約型→基金型、基金型→規約型への移行</li> <li>加入者数の著しい変動</li> <li>加入者資格または給付設計の変更</li> <li>権利義務の移転承継</li> <li>その他著しい変動(資産構成の大幅な変更等)</li> </ul>	リスク対応掛金を含めた掛金の再設定

### 《リスク対応掛金を変更しなければならない場合》

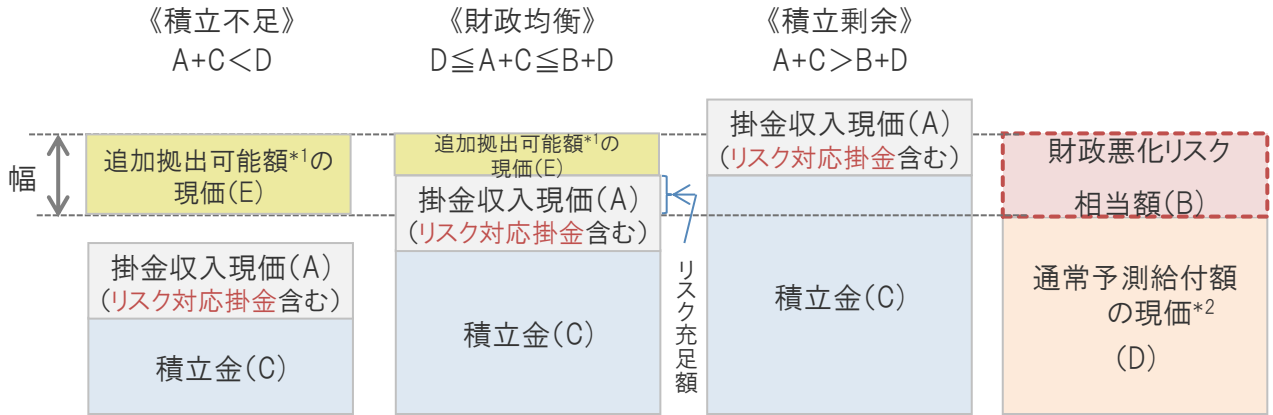
要件	変更内容
財政悪化リスク相当額を超える財源が措置された(リスク充足額(後述) > 財政悪化リスク相当額 となった)場合	リスク対応掛金を減少または拠出を終了



# 1-4. リスク対応掛金、リスク分担型企业年金に係る 政省令案の意見募集開始について

## 新しい財政均衡の考え方

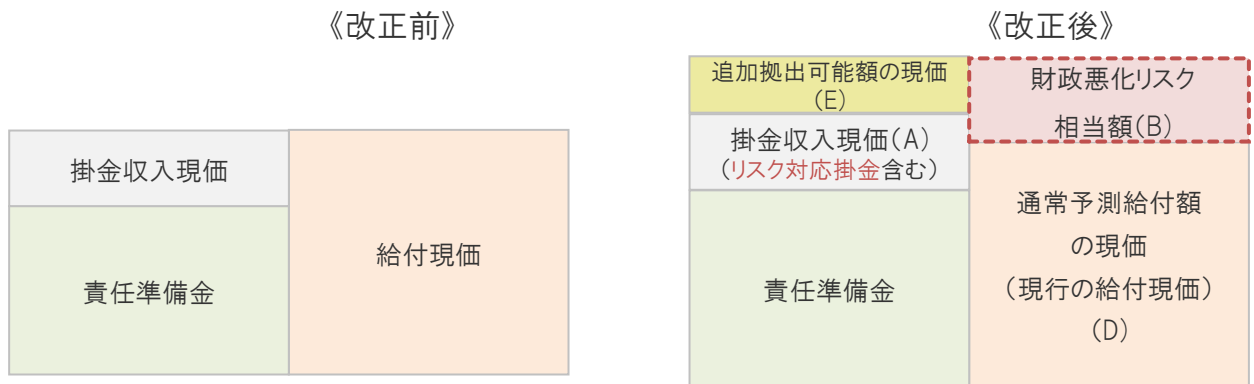
- ✓ 「リスク対応掛金」の拠出を可能とすることにより、予め給付に必要な額以上の財源の手当てが可能
- ✓ 財政均衡の状態に「幅」を設定



- \*1 財政悪化リスク相当額に対応するために追加的に拠出することが可能な掛金の額の予想額  
「(A)+(C)-(D)」を「リスク充足額」と定義し、追加拠出可能額の現価(E)は「(B)-リスク充足額」で算出
- \*2 現行の給付現価

## 責任準備金の算定方法

- ✓ 財政悪化リスク相当額とリスク対応掛金の新設に伴い、責任準備金の算定方法が変更
- ✓ 責任準備金 = 「通常予測給付額の現価(D) + 財政悪化リスク相当額(B)」  
- 「掛金収入現価(A) + 追加拠出可能額の現価(E)」



支出の要素に、現行の給付費用(通常の予測に基づく給付に要する費用の予想額(通常予測給付額))に加え、通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額(財政悪化リスク相当額)を追加  
収入の要素に、現行の掛金(標準掛金・特別掛金)に加え、リスク対応掛金および追加拠出可能額を追加

## 財政状況毎の責任準備金と積立金の関係

- ✓ 責任準備金と積立金の関係は新しい財政均衡の考え方と平仄をあわせる

《積立不足》  
積立金 < 責任準備金

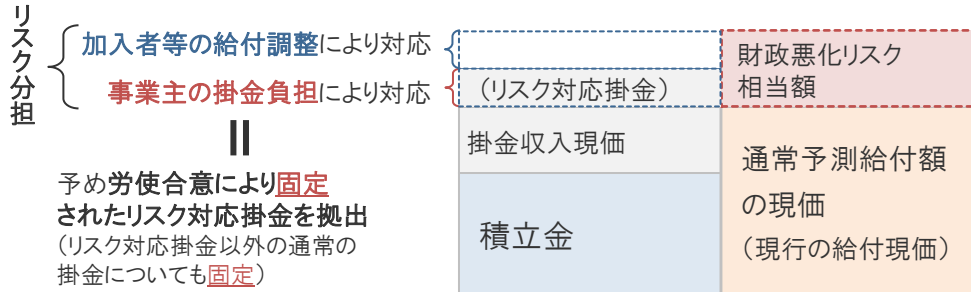
《財政均衡》  
積立金 = 責任準備金

《積立剰余》  
積立金 > 責任準備金

# 1-4. リスク対応掛金、リスク分担型企业年金に係る 政省令案の意見募集開始について

## リスク分担型企业年金

- 「事業主が事前に拠出する掛金(リスク対応掛金)」と「実際に財政悪化が顕在化した場合の加入者や受給者の給付減額」により、将来発生するリスクを分担する制度
- 掛金を原則固定しつつ、積立状況に応じて給付を調整
- 「財政均衡」の状態にある場合は予め約束した給付が支払われ、「積立剰余」の状態では給付を増額、「積立不足」の状態では給付を減額する



### 給付調整の仕組み

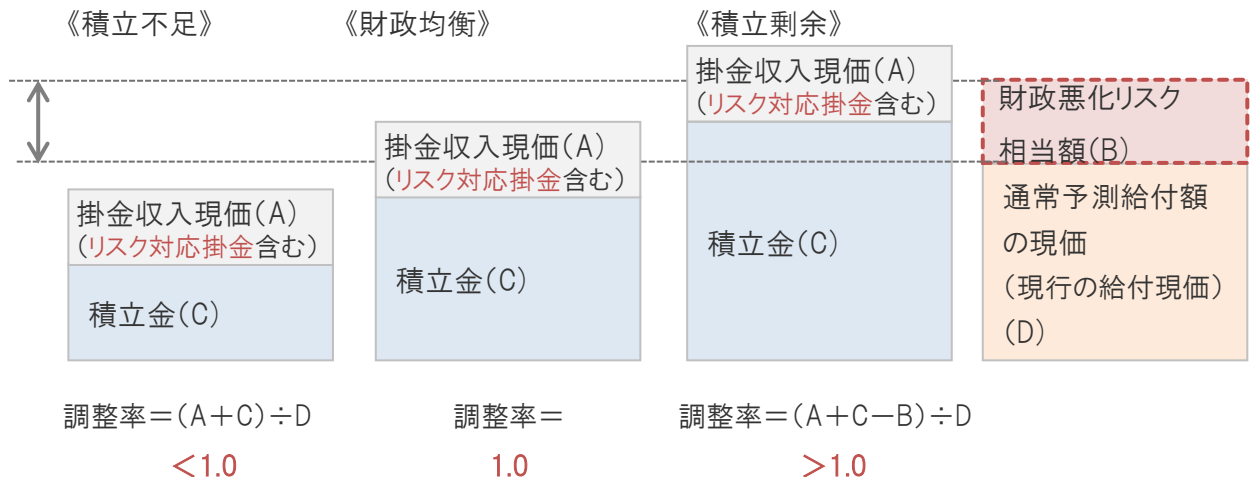
- ✓ 従来のDBIにおける給付算定式に「調整率」を乗じることで給付額を算定→給付が増減
- ✓ 「調整率」は財政決算及び財政計算で確定(改定)し、財政決算日又は財政計算基準日の翌事業年度又は翌々事業年度に適用
- ✓ 「調整率」の確定(改定)後、5事業年度において、当該調整率を段階的に引上げ又は引下げて適用することが可能

従来のDBIにおける給付算定式※



当該年度の調整率

※ 最終給与比例制やポイント制等



# 1-4. リスク対応掛金、リスク分担型企业年金に係る 政省令案の意見募集開始について

## 財政悪化リスク相当額の測定

政省令案には具体的記載なし。第17回企業年金部会資料より作成。

※後日、告示案にて測定方式等の名称等が変更(1-5.ご参照)

- ✓ 「標準方式」「特別方式」どちらも採用可能
- ✓ 新規に制度を開始する時や制度が成熟していないときには、積立金が十分でなく財政悪化リスク相当額を適切に見込めないため、一定期間後(いわゆる定常状態)の積立金額を推計し、この推計額に基づきリスクを算定する
- ✓ 所定の係数が定められていない資産(その他資産)が10%以上の場合や、予定脱退率等の基礎率変動が大きい場合は特別方式を採用しなければならない

### 《標準方式》

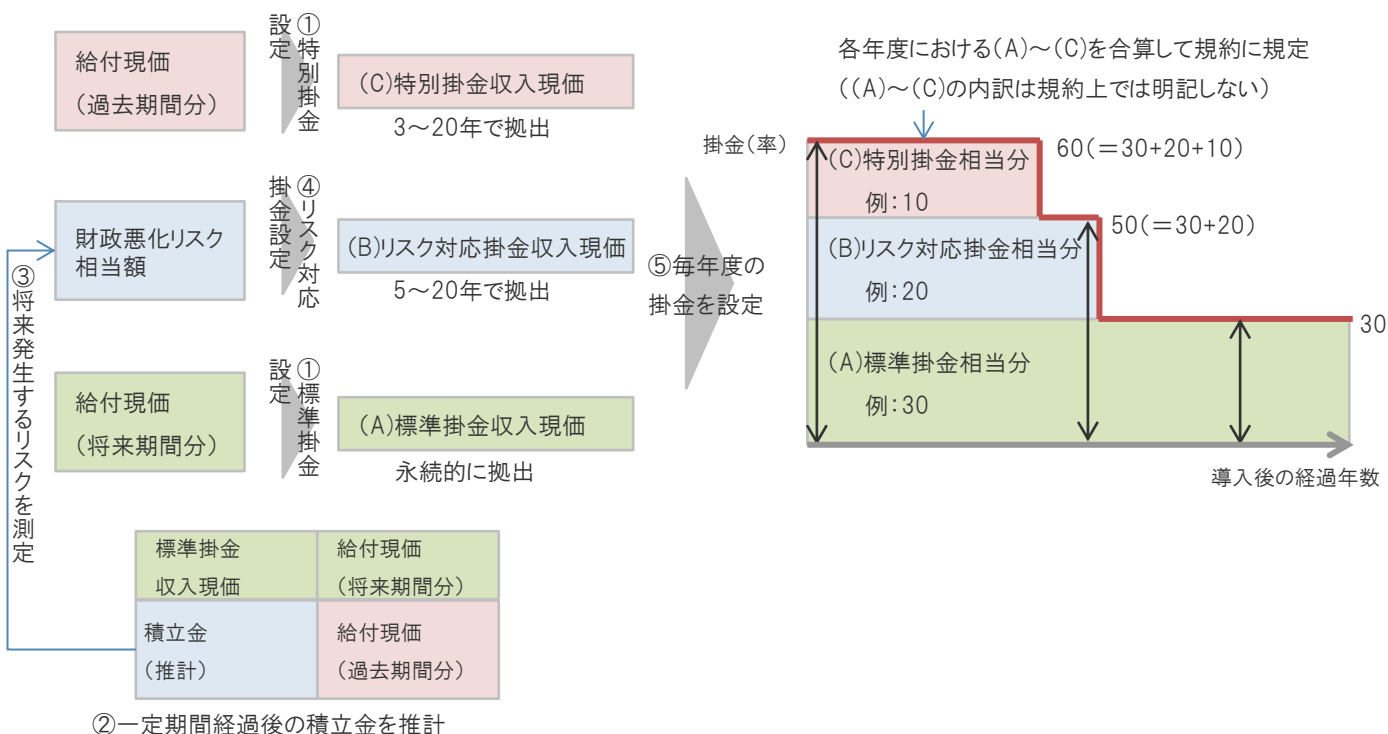
- 以下の価格変動リスクと予定利率低下リスクの合計額を財政悪化リスク相当額とする

価格変動リスク	一定期間経過後の積立金及び政策的資産構成割合(政策アセットミックス)に基づき資産の区分ごとの資産額を推計し、従来型のDB制度における標準方式と同様の所定の係数を用いて算定した価格変動リスク
予定利率低下リスク	一定期間経過後に予定利率が低下(例えば1%低下)した場合の積立不足

## 掛金の設定方法

政省令案に一部記載あり。第17回企業年金部会資料より作成。

- ✓ 制度導入時に、従来型のDBと同様、標準掛金・特別掛金を設定・・・①
- ✓ 「財政悪化リスク相当額」は一定期間経過後(定常状態)の積立金推計額をもとに測定・・・②③
- ✓ 測定された「財政悪化リスク相当額」をもとにリスク対応掛金を設定・・・④
- ✓ 設定された標準掛金・特別掛金・リスク対応掛金の合算額をもとに毎年度の掛金を設定・・・⑤



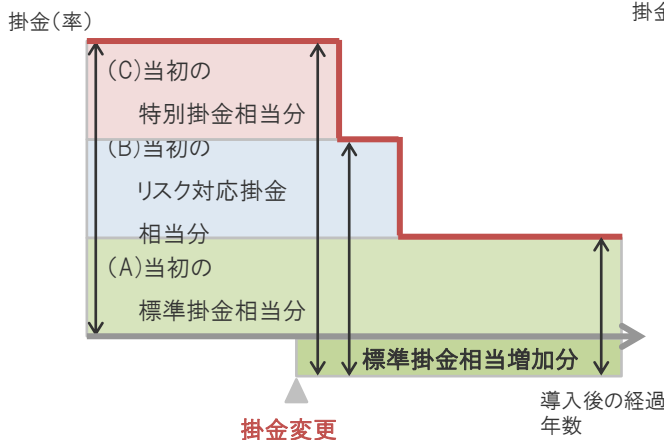
# 1-4. リスク対応掛金、リスク分担型企业年金に係る 政省令案の意見募集開始について

## 掛金の変更方法

- ✓ リスク分担型企业年金は予め設定した掛金を固定する仕組みであり、原則掛金の変更は行わない
- ✓ ただし、給付改善等の制度設計に関する新たな労使合意に基づく場合は掛金の変更が可能
- ✓ 新たな労使合意に基づき掛金を変更する場合は、恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を行わないよう、変更方法は以下①または②(もしくはこれらの併用)に限定される
  - ①当初設定した永続的に拠出する掛金(標準掛金相当分)を増加または減少させる方法
  - ②リスク対応掛金を新たに設定する場合と同様に、拠出しようとする掛金の総額を定め、均等拠出・弾力拠出・定率拠出等により毎期の拠出額を定め、従前の掛金に追加する方法

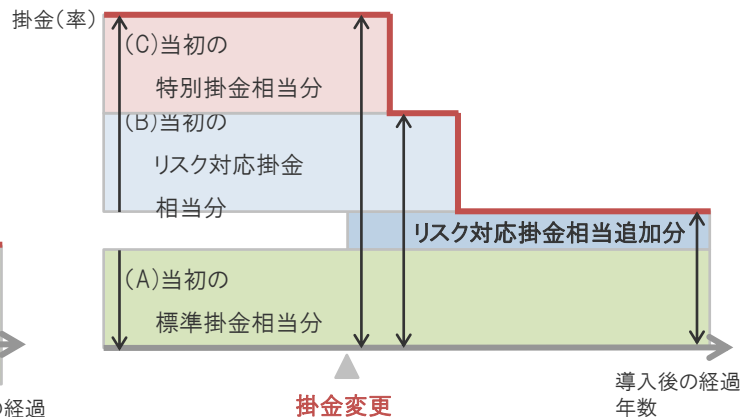
### 《①の方法》

標準掛金相当を増加するケース



### 《②の方法》

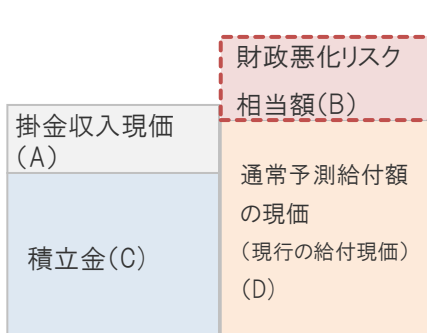
リスク対応掛金相当を追加するケース



## 財政再計算時の取り扱い

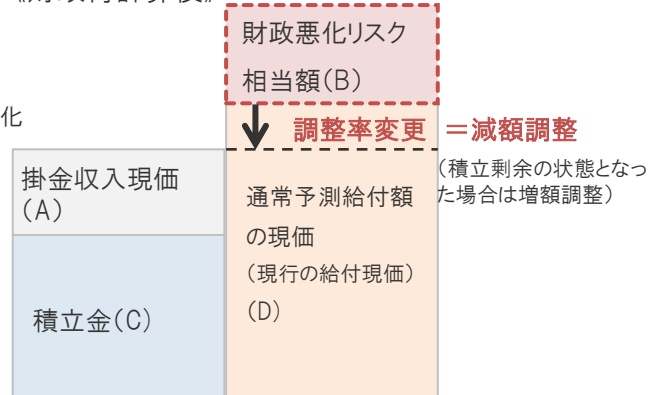
- ✓ リスク分担型企业年金では、財政再計算は行いが掛金(率)の変更は行わない
- ✓ ただし、財政再計算によって基礎率を見直す場合、財政悪化リスク相当額や給付現価、掛金収入現価が変化するため、調整率が見直される場合がある

### 《財政再計算前》



財政均衡  
 $D \leq A + C \leq B + D$   
 調整率 1.0

### 《財政再計算後》



積立不足  
 $A + C < D$   
 調整率  $(A + C) \div D < 1.0$

給付現価を「A+C」  
 となるよう減額し、  
 財政均衡の範囲内に  
 収めるイメージ

# 1-4. リスク対応掛金、リスク分担型企业年金に係る 政省令案の意見募集開始について

## ガバナンス上の措置

実績連動型キャッシュバランス制度についても同様の取扱い

- ✓ 運用の基本方針の作成・変更にあたって、加入者の意見を聞くために必要な措置を講じなければならない

	規約型	基金型
必要な措置	加入者の代表者*を選任し、 ・作成・変更時に意見を述べる機会を与える* ・年1回以上、意見を述べる機会を与える* ・当該代表者からの要請に応じ、運用実績等を開示 *有識者(代理人)に意見を述べさせることも可	・作成・変更時に加入者に意見提出の機会を与える ・作成・変更時に代議員会の議決を経る ・代議員からの要請に応じ、運用実績等を開示

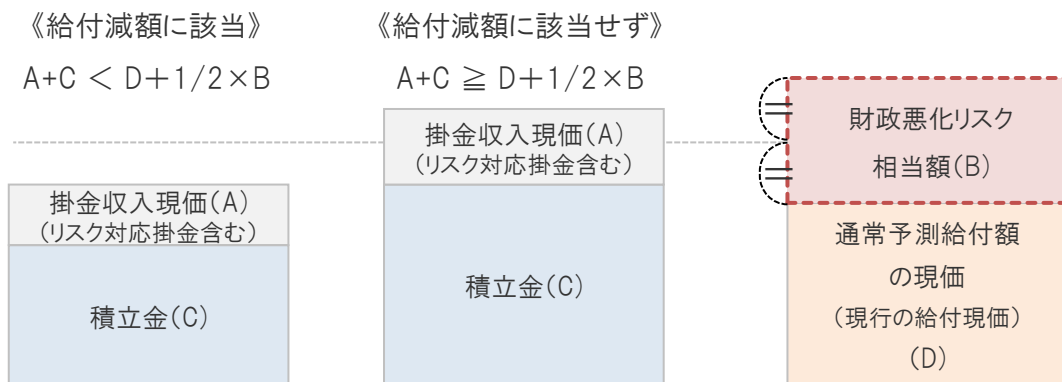
## 通常のDBとの併用

- ✓ 1つの事業所が、通常のDBとリスク分担型企业年金を併用することができる

## 従来のDBからの制度移行手続

政省令案には具体的記載なし。第17回企業年金部会資料より作成。

- ✓ 規約変更手続(給付設計、リスク対応掛金の水準等にかかる労使合意)の他、給付減額判定を行う。
- ✓ 従来のDBからリスク分担型企业年金へ移行する場合、財政悪化リスク相当額のうち掛金収入現価等で措置されている割合が1/2を下回っている場合は給付減額と判定する(増額調整よりも減額調整が生じる可能性が高いため)
- ✓ 給付減額に該当した場合の手続きは、従来のDBと同様。
- ✓ ただし、給付減額に該当しなかった場合でも、受給者に対しては給付減額手続に準じた手続き要件あり



	給付減額に該当	給付減額に該当せず
必要な手続き	①全受給者に対する十分な事前説明 ②希望者に移行前の給付を一時金支給 ③加入者・受給者に対する給付減額、同意取得等の手続き	①全受給者に対する十分な事前説明 ②希望者に移行前の給付を一時金支給

## 実施事業所の増加・減少時の取扱い

- ✓ 実施事業所が増減する際は、他の事業所の調整率が変化しないよう掛金/移換額を設定する  
**【増加】**増加する事業所に対して他の事業所と異なる掛金を設定することで財政のバランスを図る  
**【減少】**減少する事業所の加入者に支給する一時金や他制度への移換金で調整を図る

# 1-5. リスク対応掛金、リスク分担型企業年金に係る 告示・通知案の意見募集開始について

- リスク対応掛金等に関する告示・通知案の意見募集を開始
- 主なポイントは、①財政悪化リスク相当額の算定方法、②特別掛金・リスク対応掛金の拠出期間の関係、③リスク分担型企業年金移行時の給付減額の判定方法など

三菱UFJ年金ニュースNo.411(6/21)

## ポイント

- 今般、標記に係る意見募集※1※2が開始されましたので、ご案内致します。
- 告示・通知案※3に記載がある主なポイントは以下のとおりです。
  - 財政悪化リスク相当額の算定方法
  - 特別掛金とリスク対応掛金の拠出期間の関係
  - 通常のDBからリスク分担型企業年金に移行する際の給付減額判定方法

上記の他、リスク分担型企業年金を実施する場合のガバナンスに関する内容（運用の基本方針の作成・変更之际し加入者に意見を聴く場合の留意事項、業務概況の周知事項等）や通常のDBとリスク分担型企業年金の併用に関する要件（経理や資産を区分すること等）等が記載されております。

※1 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160110&Mode=0>  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160111&Mode=0>

※2 意見募集期限：平成28年7月20日（水）必着

※3 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（案）、確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等の施行に伴う関係通知の改正案



# 1-5. リスク対応掛金、リスク分担型企业年金に係る 告示・通知案の意見募集開始について

## 財政悪化リスク相当額の算定方法

- ✓ 通常のDBとリスク分担型企业年金とでは標準的な算定方法が異なる
- ✓ 算定に用いる係数(リスク係数)が告示案に明記
- ✓ リスク分担型企业年金で考慮が必要な予定利率低下水準は「1%」

### 《通常のDBにおける標準的な算定方法》

- 将来の価格変動による積立金の減少を想定し、財政悪化リスク相当額を測定
- 具体的な測定方法は以下のとおり

- ①資産区分ごとに、資産残高に所定の係数(リスク係数)を乗じ、これらの合計額を算出
- ②係数が定められていない資産(その他の資産)の額を勘案して、以下のとおり補正

「財政悪化リスク相当額」=①の額×資産合計額÷リスク係数が定められている資産合計額

\*資産合計が給付現価の額を上回る場合は、給付現価の額とする

#### 【計算例】

資産区分	リスク係数が定められている資産						合計	その他の資産	資産合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産			
資産残高	6億円	2億円	2億円	1億円	2億円	1億円	14億円 (A)	1億円	15億円 (B)
リスク係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%			
資産残高× リスク係数	0.3億円	1億円	0.5億円	0.5億円	—	—	2.3億円 (①)	補正 (×B÷A)	2.46億円

財政悪化リスク相当額=2.46億円  
(=2.3億円×15÷14)

### 《リスク分担型企业年金における標準的な算定方法》

- 新規に制度を開始する時や制度が成熟していないときには、積立金が十分でなく財政悪化リスク相当額を適切に見込めないため、**定常状態\***の積立金額を推計し、この推計額に基づきリスクを算定する

\*基礎率に基づき将来にわたって積立金の額を算定した場合において、当該積立金の額が変化しない状態に至るときの当該変化しない状態

- 以下の①と②の合計額を財政悪化リスク相当額とする

- ①定常状態における積立金及び**リスク算定用資産構成割合\***に基づき資産区分ごとの額を推計し、通常のDBと同様のリスク係数を用いて算定したリスク

\*政策的資産構成割合に基づき合理的に定めた構成割合

- ②予定利率が**1%低下した場合\***の定常状態における積立不足

\*下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率まで低下した場合を想定

### 《特別算定方法の採用》

- 厚生労働大臣の承認を得ることで、「財政悪化リスク相当額」を各制度の実情に合った方式(特別算定方法)で計算

○適用、△選択可、◎必須、×不可

制度	条件	標準的な算定方法	特別算定方法
通常のDB	リスク係数が定められていない資産の割合が20%未満	○	△
	リスク係数が定められていない資産の割合が20%以上	×	◎
リスク分担型 企業年金	リスク係数が定められていない資産の割合が10%未満	○	△
	リスク係数が定められていない資産の割合が10%以上	×	◎
	年金数理人が予定利率以外の基礎率の変動を勘案すべきとした場合	×	◎

# 1-5. リスク対応掛金、リスク分担型企業年金に係る 告示・通知案の意見募集開始について

## 《特別算定方法の手続、承認要件》

採用・変更・中止にかかる手続き等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別算定方法を採用・変更・中止しようとする場合は予め厚生労働大臣の承認を得る</li> <li>・年金数理人が特別算定方法による算定が不相当である旨の所見を付した場合は直ちに特別算定方法を変更または使用を中止する</li> </ul>
厚生労働大臣の承認要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「給付現価から掛金収入現価および積立金を控除した額」の20年に1度の頻度で発生すると予想される最大額を財政悪化リスク相当額とするものであること</li> <li>・資産の価格変動リスクを考慮していること。また基礎率と実績とが乖離するリスク(負債側のリスク)も考慮するよう努めていること。</li> <li>・リスク分担型企業年金の場合は予定利率低下リスクも考慮していること</li> <li>・信頼できるデータ、情報および手法を用いるものであること</li> </ul>

## 特別掛金とリスク対応掛金の拠出期間の関係

- ✓ リスク対応掛金の拠出期間は特別掛金(現に発生している積立不足を償却するための掛金)の償却期間より長期に設定しなければならない
- ✓ 今回の通知案で、償却(拠出)方法に応じ、比較に用いる期間が明示された

	比較に用いる期間	
	特別掛金	リスク対応掛金
弾力償却(拠出)の場合	下限特別掛金の予定償却期間(最長期間)	最短期間
定率償却(拠出)の場合	(規約に予定償却期間が定められていない場合)過去勤務債務の額が標準掛金額以下になると見込まれる期間	(規約に予定拠出期間が定められていない場合)予めリスク対応掛金として拠出することを定めた額のうち、既に拠出した額を除いた額が標準掛金額以下になると見込まれる期間
複数の償却(拠出)期間がある場合	複数の予定償却期間のうち、最も長い残存期間	複数の予定拠出期間のうち、最も短い残存期間

## 通常のDBからリスク分担型企業年金へ移行する際の減額判定

- ✓ 従来のDBからリスク分担型企業年金へ移行する場合、財政悪化リスク相当額のうち掛金収入現価等で措置されている割合が1/2を下回っている場合は給付減額と判定する(増額調整よりも減額調整が生じる可能性が高いため)

《給付減額に該当》

$$A+C < D+1/2 \times B$$

掛金収入現価(A)  
(リスク対応掛金含む)

積立金(C)

《給付減額に該当せず》

$$A+C \geq D+1/2 \times B$$

掛金収入現価(A)  
(リスク対応掛金含む)

積立金(C)

財政悪化リスク

相当額(B)

通常予測給付額の現価  
(現行の給付現価)  
(D)



# 1-6. 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の可決

- 確定拠出年金法等の改正に係る法案が成立
- 個人型DCの適用範囲拡大で企業年金加入者も加入可能に

三菱UFJ年金ニュースNo.406(5/24)

## ポイント

- 5月24日、標記の法案※が国会で可決されました。
- 当該法案は昨年の第189回通常国会に提出されて継続審議となっていたもので、施行日等を修正のうえ可決されたものです。
- ポイントは以下のとおりです
  1. DC掛金の拠出限度額規制を年単位化
  2. 個人型DCの適用範囲拡大
  3. ポータビリティの拡充
  4. DCの運用の改善その他

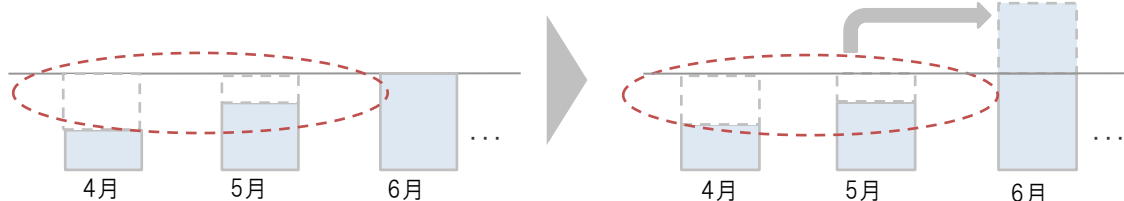
※ 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案

## DC掛金の拠出限度額規制を年単位化

- ✓ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更
- ✓ 掛金の拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上、定期的に拠出」へ変更  
(施行日:平成30年1月1日)

<現行>各月で拠出限度額の使い残しが発生

<見直し後>使い残し分を賞与時にまとめて拠出することが可能



# 1-6. 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の可決

## 中小企業向けの取組

✓ 中小企業(従業員100人以下)を対象に、以下の制度を創設

項目	内容	施行日
『簡易型DC制度』の創設	設立手続き等を大幅に緩和※した制度	公布の日から2年以内 で政令で定める日
個人型DCへの『小規模事業主掛金納付制度』の創設	個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする制度	

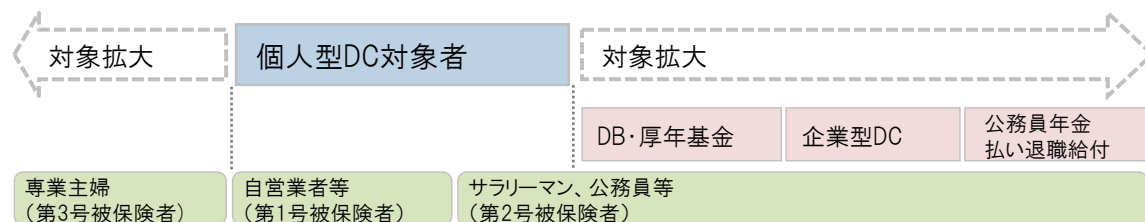
※ 運営管理機関委託契約書、資産管理契約書等の添付を省略

## 個人型DCの適用範囲拡大

✓ 第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者も加入可能とする

(施行日:平成29年1月1日)

※ 企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る



## ポータビリティの拡充

①DCからDB等、制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充

(施行日:公布の日から2年以内で政令で定める日)

移換前に加入していた制度	移換先の制度			
	DB	企業型DC	個人型DC	中退共
DB	○※1	○	○	×⇒○※2
企業型DC	×⇒○※1	○	○	×⇒○※2
個人型DC	×⇒○※1	○	○	×
中退共	○※2※3	×⇒○※2	×	○

※1 移換先DBにその旨の規約手当が条件

※2 合併等の場合に限る

※3 中小企業でなくなった場合は現行でも可能

②DB間でのポータビリティを拡充

✓ 加入者の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに個人単位の権利義務の移転・承継を可能とする (施行日:平成28年7月1日)

✓ 脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件を緩和(加入者期間(20年未満)を削除) (施行日:公布の日から2年以内で政令に定める日)

# 1-6. 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の可決

## 企業型DCの運用の改善

- ✓ 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う
- ✓ あらかじめ定められた指定運用方法(デフォルト商品)に関する規定の整備およびデフォルト商品として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる

項目	内容	施行日
継続投資教育の努力義務化	制度導入時の投資教育と同様に継続投資教育を努力義務化	公布の日から2年以内 で政令で定める日
商品提供数の上限を設定	商品は政令で定める数以下とする (注)施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限対象外(5年間の経過措置)	
運用商品除外規定の緩和	運用商品を除外する際は、当該商品を選択して運用の指図を行っている加入者等の3分の2以上の同意を得ること※1  (注)施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前どおり、全員の同意取得要	
運用商品の選定基準の変更	リスク・リターン特性の異なる3本以上の運用商品を提供すること  (注)簡易型DCの場合は2本以上	
デフォルト商品規定の法令化	デフォルト商品の設定は任意(設定した場合は、以下の対応が必要) ・加入時に内容(利益の見込み・損失可能性等)を周知 ・加入者が選択を行わない場合※2、デフォルト商品を選択したとみなす旨を通知(選択を行わないまま一定期間経過した場合※3は、自動的にデフォルト商品を購入)	
デフォルト商品の基準の明確化	長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令で定める基準に適合するものでなければならない	
運営管理機関の委託にかかる事業主の努力義務	少なくとも5年ごとに運営管理業務の実施に関する評価、委託についての検討を行い、必要に応じて変更等を行うことを努力義務化	

※1 除外する旨の通知から3週間以上で規約で定める期間を経過してもなお同意/不同意の意思表示がない場合は同意したものとみなすことができる

※2 最初の掛金納付日から起算して3ヶ月以上で規約で定める期間(特定期間)を経過しても運用指図がない場合

※3 特定期間を経過した日から2週間以上で規約で定める期間(猶予期間)を経過しても運用指図がない場合

# 1-6. 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の可決

## その他

✓ 企業年金の手続き簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる

項目	内容	施行日
DBの実施事業所の減少にかかる手続きの見直し	<p>以下に該当する場合は承認・認可を受けて事業所を減少させることができる(減少させる事業所の同意等は不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減少させようとする事業所がDBを継続することが困難であると認められる場合</li> <li>・基金型の場合はその事業所を減少させた後も加入者数300人以上となる場合</li> <li>・事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなる場合は、規約に減少事業所が掛金一括拠出する旨を定めている場合</li> </ul>	平成28年7月1日
DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和	移換元のDB掛金が増加しない場合、加入者の全てが資産移換しない実施事業所については、同意を不要とする	
企業年金連合会への投資教育の委託	資産運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務を企業年金連合会へ委託することができる	
国民年金基金連合会の業務の追加	個人型DCについての啓発活動および広報活動を行うことができるものとする	平成29年1月1日
国民年金基金の合併・分割	代議員の3分の2以上の議決を経て、合併または分割を行うことができるものとする	

# 1-7. 改正DC法等の一部の施行に関する意見募集について

- 改正DC法等に関して、意見募集を開始
- 内容は脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件緩和など

～以下、メールマガジン「改正DC法等の一部の施行に関する意見募集について(5/26)」転載～

5月24日に成立した改正DC法等<sup>(※)</sup>の一部の施行に伴う関係政省令等の整備

- 改正に関する意見募集(パブリックコメント)が開始されました。

※改正DC法の概要につきましては、以下をご参照ください。

「三菱UFJ年金ニュース406 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の可決」

[https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews\\_2016\\_144.pdf](https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2016_144.pdf)

## 【意見募集で示された整備・改正のポイント】

(1)「DBの実施事業所の減少の特例にかかる手続きの見直し」について、手続要件等を規定

＜承認・認可を受けるための手続要件＞

- ・規約型:減少事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意
  - ・基金型:代議員会における代議員定数の4分の3以上の多数による議決
- ＜減少事業所がDBを継続することが困難であると認められる場合の定義＞
- ・特例減少に係る要件等を規約に定めた後、当該事業主が1年分を超えて掛金の納付を怠った場合(事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができなかった場合を除く)

(2)「脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件緩和」について、移換申出要件を規定

- ・加入者資格の喪失から1年を経過する日までの間に限って行うことができる

(3)「DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和」について、DCへ移行しない者のみからなる事業所の同意が不要となる場合を規定

- ・他の実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合 等

## 【施行予定日】

平成28年7月1日

## 【意見募集内容(募集期限)】

○確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案の概要

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160066&Mode=0>

(平成28年6月15日)

# 1-7. 改正DC法等の一部の施行に関する意見募集 について

○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案の概要

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160067&Mode=0>  
(平成28年6月22日)

○「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部を改正する通知案及び「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部を改正する通知案の概要

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160068&Mode=0>  
(平成28年6月22日)

# 1-8. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布

- 確定拠出年金法等の一部を改正する法律が公布される
- 個人型DCの適用範囲の拡大は平成29年1月1日施行
- 掛金拠出限度額の年単位化は平成30年1月1日施行

三菱UFJ年金ニュースNo.410(6/3)

## ポイント

- 5月24日に国会で成立しました標記法律※1が本日公布されました。

※1 確定拠出年金法等の一部を改正する法律

- 改正法の概要につきましては、以下※2をご参照ください。

※2 三菱UFJ年金ニュース（No.406）確定拠出年金法等の改正にかかる法案の可決

## 1. DBに関する改正項目（一部DC等に関する項目を含む）

項番	項目	内容	施行時期
1	DBの実施事業所の減少にかかる手続きの見直し	以下に該当する場合は、承認・認可を受けて事業所を減少させることができる (減少させる事業所の同意等は不要) ・減少させようとする事業所がDBを継続することが困難であると認められる場合 ・基金型の場合はその事業所を減少させた後も加入者数300人以上となる場合 ・事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなる場合は、規約に減少事業所が掛金一括拠出する旨を定めている場合	平成28年7月1日
2	DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和	移換元のDB掛金が増加しない場合、加入者の全てが資産移換しない実施事業所については、加入者同意を不要とする	
3	DB間での権利義務の移転・承継手続きの緩和	加入者の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに個人単位の権利義務の移転・承継を可能とする	
4	DBから脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件の緩和	脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件を緩和(加入者期間20年未満を削除)	公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日
5	ポータビリティの拡充	DCからDB等、制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充	



# 1-8. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布

## 2. DCに関する改正項目

項番	項目	内容	施行時期
1	企業年金連合会への投資教育の委託	DCの投資教育について資産運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務を企業年金連合会へ委託可能とする	平成28年7月1日
2	個人型DCの適用範囲の拡大	第3号被保険者および企業年金加入者※、公務員等共済加入者も加入可能とする ※企業型DC加入者は規約に定めた場合に限る	平成29年1月1日
3	DC掛金の拠出限度額の年単位化	拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更、拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上定期的に拠出」へ変更	平成30年1月1日
4	継続投資教育の努力義務化	制度導入時の投資教育と同様に、継続投資教育を配慮義務から努力義務へ変更	
5	運用商品の提供数の上限設定	運用商品の提供数は政令で定める数以下とする (注)施行日から5年間に限り、施行日時点の商品数を上限とすることが可能。また、施行日前に納付した掛金の運用商品については制限対象外。	
6	運用商品除外規定の緩和	運用商品を除外する際は、当該商品を選択して運用の指図を行っている加入者等の3分の2以上の同意を得ること (注)施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前どおり全員の同意取得が必要	
7	運用商品提供規制の変更	リスク・リターン特性の異なる3本以上の運用商品の提供を義務付け (注)簡易型DCについては2本以上	
8	デフォルト商品規定の法令化	デフォルト商品の設定は任意(ただし、設定した場合は、以下の対応が必要) ・加入時に内容(利益の見込み・損失可能性等)を周知すること ・加入者が選択を行わない場合、デフォルト商品を選択したとみなす旨を通知すること(選択を行わないまま一定期間経過した場合は、自動的にデフォルト商品を購入)	公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日
9	デフォルト商品の基準の明確化	長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令で定める基準に適合するものでなければならない	
10	運営管理機関への委託にかかる事業主の努力義務	少なくとも5年ごとに運営管理業務の実施に関する評価、委託についての検討を行い、必要に応じて変更等を行うことを努力義務化	
11	『小規模事業主掛金納付制度』の創設	中小企業(従業員100人以下)を対象に、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする制度を創設	
12	『簡易型DC制度』の創設	中小企業(従業員100人以下)を対象に、設立手続き等を緩和※した制度を創設 ※運営管理機関委託契約書、資産管理契約書等省略可	



# 1-9. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布

- 確定給付企業年金法施行令を改正する政令を公布
- 「確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例」及び「脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件緩和」について改正
- 平成28年7月1日から施行へ

三菱UFJ年金ニュースNo.412(6/24)

## ポイント

- 6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1に関連して、平成28年7月1日付施行の確定給付企業年金法施行令を改正する政令※2が、本日公布されました。
- 改正内容は「確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例」および「脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件緩和」です。

※1 三菱UFJ年金ニュース（No.410）確定拠出年金法等の改正にかかる法案の公布

※2 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

## 公布された政令の概要

項番	項目	改正法の概要	政令の概要
1	DBの実施事業所の減少にかかる手続きの見直し	<p>以下に該当する場合は、承認・認可を受けて事業所を減少させることができる（減少させる事業所の同意等は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減少させようとする事業所がDBを継続することが困難であると認められる場合</li> <li>・基金型の場合はその事業所を減少させた後も加入者数300人以上となる場合</li> <li>・事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなる場合は、規約に減少事業所が掛金一括拠出する旨を定めている場合</li> </ul>	<p>&lt; 手続要件 &gt; (第48条の二)</p> <p>DB法第78条の2の規定により実施事業所の事業主を減少させる場合は、以下を厚生労働大臣の承認又は認可を受けるための条件とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「規約型企業年金」の場合、減少事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意を得ること</li> <li>・「基金型企業年金」の場合、代議員会における代議員の定数の4分の3以上の多数による議決を経ること</li> </ul>
2	DBから脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件の緩和	<p>脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件を緩和（加入期間20年未満を削除）</p>	<p>&lt; 移換申出要件 &gt; (第50条の二第1項)</p> <p>DBの脱退一時金相当額の移換の申出については、移換元DBの加入者の資格の喪失から1年を経過する日までの間に限って行うことができる</p> <p>※「移換先DBの加入者の資格を取得した日から起算して3カ月を経過する日」の条件は削除</p>

# 1-10. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うDB法施行規則の一部改正に関する省令について

- 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を发出
- 「確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例」及び「DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和」について改正

三菱UFJ年金ニュースNo.414(6/30)

## ポイント

- 6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1に関連して、平成28年7月1日付施行の確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令※2が、本日发出されました。
- 改正内容は「確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例」および「DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和」です。

※1 三菱UFJ年金ニュース(No.410) 確定拠出年金法等の改正にかかる法案の公布

※2 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

## 发出された省令の概要

項番	項目	改正法の概要	省令の概要
1	DBの実施事業所の減少にかかる手続きの見直し	以下に該当する場合は、承認・認可を受けて事業所を減少させることができる(減少させる事業所の同意等は不要) ・減少させようとする事業所がDBを継続することが困難であると認められる場合 ・基金型の場合はその事業所を減少させた後も加入者数300人以上となる場合 ・事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなる場合は規約に減少事業所が掛金一括拠出する旨を定めている場合	(第88条の三) 「DBを継続することが困難であると認められる場合」とは、「減少させようとする実施事業所の事業主が1年分に相当する額を超えて掛金の納付を怠った場合」(事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付できなかった場合を除く)とする。減少させるにあたっては、当該実施事業所の事業主に対して掛金の納付を怠った理由についての弁明の機会を与えなければならない。
2	DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和	移換元のDB掛金が増加しない場合、加入者の全てが資産移換しない実施事業所については、加入者同意を不要とする	(第96条の五) 同意を不要とする場合を以下の通り規定 ・他の実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合又は当該減少事業所の事業主が掛金の一括拠出を行う場合 ・数理債務等の額(減少する数理債務の額から減少する特別掛金収入現価および特別掛金収入現価を控除した額)が、減少する積立金の額を下回らない場合 ・減少する積立金の額から減少する数理債務等の額を控除した額を過去勤務債務に係る特別掛金額として、移換事業所の事業主が拠出することを規約に定めている場合

## 2.退職給付会計関連

---

## 2-1. 年金債務 企業を圧迫

- 割引率引下げで年金債務が拡大
- 目先の収益は圧迫されるが、給付までのトータルコストは不変

～以下、メールマガジン「年金債務 企業を圧迫(4/25)」転載～

ここ最近、新聞各紙でマイナス金利政策に伴う割引率低下で退職給付債務が膨らみ、企業収益を圧迫するという記事がよく掲載されています。4月25日付けの日経新聞でも「年金債務 企業を圧迫」というタイトルで同様の内容の記事が紹介されています。

割引率が低下すると退職給付債務が増加し、日本基準(及び米国基準)を適用する会社では数理計算上の差異の償却等により目先の収益が圧迫されることとなりますが、適切な制度運営を行っていくためには、長い目で見て割引率の低下がどのような影響をもたらすかを正確に理解しておく必要があると考えます。

割引率は将来の給付見込額を現在価値に換算する利率であり、割引率が低下しても給付見込額が増大するわけではありません。したがって、割引率の水準が変化しても企業が給付までに負担する額は変わらず、結果的には、コストに対し中立の要因であるはずですが、割引率低下直後に費用が増加するのも事実で、これはもっぱら退職給付債務の計算ロジックや退職給付会計の処理方法によるものです。

図表は割引率の違いによる退職給付債務のカーブを示したものです。割引率低下前の退職給付債務はAですが、この場合、高い割引率で算出される勤務費用と利息費用の累計を費用として処理します(CD)。一方、割引率が低下すると退職給付債務はBになります。その後は、低い割引率で算出される勤務費用と利息費用(CE)、さらに割引率の低下により発生した数理計算上の差異の償却額(AB)を費用として処理します。割引率低下前の費用総額(CD)＝割引率低下後の費用総額(CE+AB)ですから、割引率低下前後で費用処理額合計は一致します。

ただし、(1)数理計算上の差異の処理期間は平均勤務年数以内の一定期間(退職までの期間より前倒し)で処理される、(2)勤務費用への影響は割引期間が長いほど大きくなる、(3)利息費用への影響は退職に近くなるほど大きくなる(低下直後は大きくない)、という性質があるため、割引率低下直後には費用を増加させる方向に働きます。ただし、一定期間経過後には割引率低下前より費用の増加は抑制される方向に働くこととなります。

もっとも、目先にコストアップが見込まれる中、何も対応しないというのは、経営上得策とは言えません。費用の増加が見込まれるのであれば、それを打ち消す努力が必要となります。

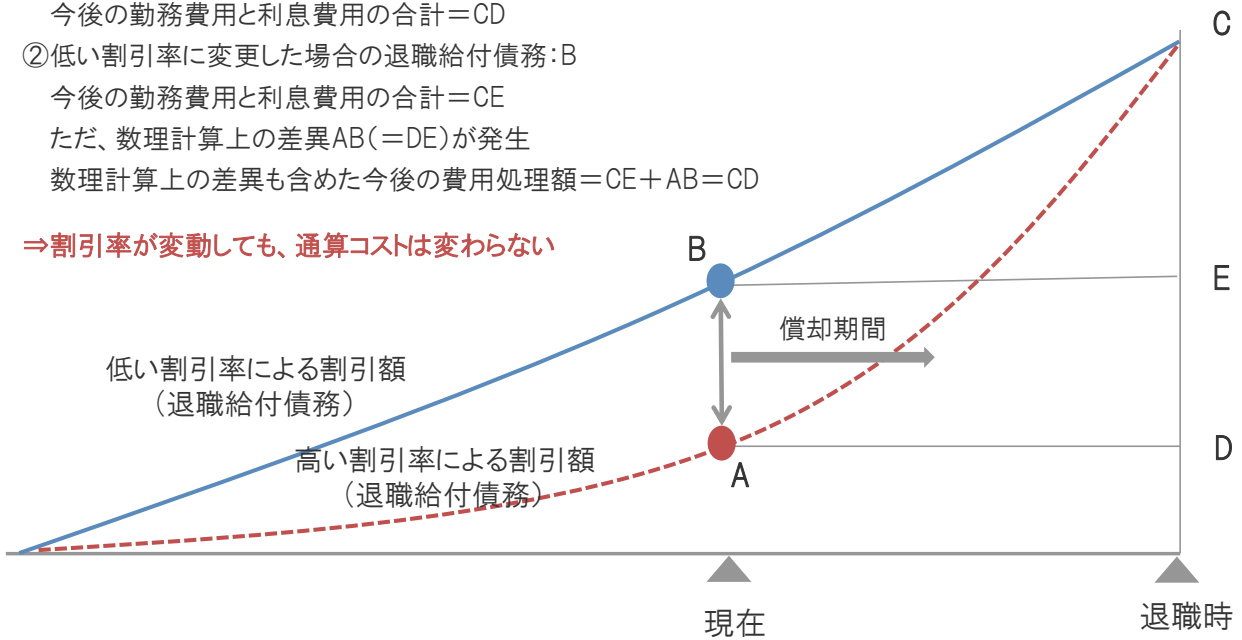
## 2-1. 年金債務 企業を圧迫

企業年金のコストは結局、給付額から運用収益を差し引いた額で決定されます。ここで確認したとおり、給付額は割引率では変動しない(制度内容や従業員数等で決定され、変動する)ため、制度変更を除けば運用収益の水準を引き上げることでは、費用圧縮は実現しません。その運用収益の水準を上げるには、期待運用収益率を引き上げるか、積立水準を引き上げるかしか方法はありません。マイナス金利でインカムゲインが得にくくなっている状況では、運用の舵取りは従来にもまして難しくなっていることは事実ですが、少なくとも積立水準の引き上げは行っていく必要はあるのではないのでしょうか。

(図表) 割引率変動が退職給付債務に与える影響

- ① 高い割引率で算出した現在の退職給付債務: A  
今後の勤務費用と利息費用の合計 = CD
- ② 低い割引率に変更した場合の退職給付債務: B  
今後の勤務費用と利息費用の合計 = CE  
ただ、数理計算上の差異 AB (=DE) が発生  
数理計算上の差異も含めた今後の費用処理額 = CE + AB = CD

⇒ 割引率が変動しても、通算コストは変わらない



## 2-2. 平成28年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果

- 平成28年3月期決算は、9割の企業で積立状況が悪化
- 退職給付に係る調整累計(未認識数理計算上の差異等)は再び差損に転落

三菱UFJ年金ニュースNo.407(5/27)

### ポイント

- 3月決算の上場企業のうち、前年度の退職給付債務残高上位300社(IFRS・米国会計基準適用企業を除く)を対象に、平成28年3月期(2015年度)の決算短信情報を基に、退職給付会計数値を集計しました。(上場企業全体の約5割のカバレッジ(退職給付債務ベース))
- 結果は以下のとおりです。
  - 積立状況は平均335億円の積立不足※(前年度比約100億円増)  
9割の企業で積立状態が悪化  
悪化の原因は、割引率低下による退職給付債務の増加と年金資産のパフォーマンスが期待運用収益率を下回ったことと推測  
割引率を公表している企業は極めて少ないが、最低水準は0%
  - 前年度に差益に転じた退職給付に係る調整累計額(未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の残高)は、再び差損に転じる(1社当たりの損失は80億円)

決算短信では開示情報が限られます。詳細な分析は有価証券報告書の開示情報を基に8月以降にご紹介します。

(※)BSに計上されている「退職給付に係る負債」から「退職給付に係る資産」を差し引いた額がプラスの場合を積立不足、マイナスの場合を積立超過としている。以下同じ。



## 2-2. 平成28年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果

### 積立状況は大幅に悪化

- ✓ 「退職給付に係る負債」と「退職給付に係る資産」の差額(図表の(A)－(B))で退職給付制度の積立状況を分析すると、2015年度は、調査対象とした300社合計で10兆円(1社当たりでは335億円)、前年度比42%増と積立不足が大幅に拡大しました。
- ✓ 積立状況は、ほとんどの企業で悪化しています。積立状況が改善(上記(A)－(B)が減少)した企業は13%にとどまり、87%の企業で積立状況が悪化しています。
- ✓ 積立状況悪化の主因は、長期金利低下の影響で割引率を引き下げたためと考えられます。決算短信では、割引率の情報を開示している企業はほとんどありませんが、開示している企業の最低水準は0%、平均値(集計企業は17社。幅をもたせて開示している企業は下限の率を集計)は0.44%でした。

(単位:億円、%)

	2014年度		2015年度		増減率
	合計	1社平均	合計	1社平均	
退職給付に係る負債(A)	118,496	395	131,817	439	11.2
退職給付に係る資産(B)	47,384	158	31,217	104	▲ 34.1
(A)－(B)	71,113	237	100,601	335	41.5

(単位:社、%)

	2014年度		2015年度	
	企業数	構成比	企業数	構成比
積立状況が改善した企業	207	69.0	39	13.0
積立状況が悪化した企業	93	31.0	261	87.0

## 2-2. 平成28年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果

### 大幅な数理計算上の差異(差損)が発生

- ✓ 割引率の低下により退職給付債務が増加し、年金資産のパフォーマンスが低調であったことは、巨額の“退職給付に係る調整”が発生したことで確認できます。
- ✓ 割引率引下げや年金資産のパフォーマンスが期待運用収益を下回った場合に、数理計算上の差異が発生します。発生した数理計算上の差異(及び過去勤務費用)は、包括利益計算書に、“退職給付に係る調整”として計上されますが、2015年度は2兆5,975億円(1社当たり87億円)の差損となっています。
- ✓ “退職給付に係る調整”の期末残高である“退職給付に係る調整累計額”は、2015年度末時点で2兆3,963億円(差損)となっています。前年度は退職給付会計導入後初めて差益(1,645億円)となりましたが、1年で差損に転落してしまいました。退職給付に係る調整は、今後費用として処理されるため、収益の圧迫要因となることが懸念されます。
- ✓ 2015年度で退職給付に係る調整が差益であった企業はわずか8%、92%の企業は差損となりました。さらに、残高ベースでは2014年度は差益と差損が拮抗していましたが、2015年度は86%の企業が差損となっています。1社当たりの平均は80億円(差損)です。

(単位:億円)

	2014年度		2015年度	
	合計	1社当たり	合計	1社当たり
退職給付に係る調整	14,067	47	▲ 25,975	▲ 87
退職給付に係る調整累計額	1,645	5	▲ 23,963	▲ 80

(単位:社、%)

		2014年度		2015年度	
		企業数	構成比	企業数	構成比
退職給付に係る調整	差益の企業	240	81.1	23	7.8
	差損の企業	56	18.9	273	92.2
退職給付に係る調整累計額	差益の企業	141	47.6	42	14.2
	差損の企業	155	52.4	254	85.8

(注)構成比は集計対象300社のうち、数理計算上の差異等が発生年度に一括処理している4社を除く296社に対する比率



## 2-3. ASBJにおけるリスク分担型企業年金の会計処理の議論

- ASBJがリスク分担型企業年金の会計上の取扱いを議論
- 会計上は、DCとして取扱う方向で検討

～以下、メールマガジン「ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その10」転載～

5月31日開催された企業会計基準委員会(ASBJ)において、実務対応報告「リスク分担型企業年金の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」等の公開草案について公表の議決が行われました。今週中にも同委員会のHPにて公開される見通しです。約2か月間の意見募集の後、寄せられた意見を踏まえ基準確定の運びとなります。

リスク分担型企業年金に関しては、会計上の取扱いが大きな焦点であったと言えます。DCとして取り扱われるか否かが、制度普及のうえでも重要な要素と考えられていたからです。DCとして取り扱われることが明確化されたことで、リスク分担型企業年金への関心が高まることが予想されます。

なお、リスク分担型企業年金の会計上の取扱いの概要は以下の通りです。

### <会計上の取扱い>

- 規約で定めた掛金(標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金)以外に追加の拠出義務を有しないリスク分担型企業年金は会計上、DCとして取り扱う  
⇒要拠出額を費用とし、負債を計上しない

### <移行時の会計処理>

- 移行部分について制度終了会計を行う  
⇒移行に伴い退職給付債務、年金資産の減少を認識し、未認識項目を一括処理  
なお、移行時に特別掛金が存在する場合、当該金額を未払金として負債計上

### <情報開示>

- 制度の概要、要拠出額、今後拠出されるリスク対応掛金の額及び残存期間などを開示

## 2-4. ASBJが「リスク分担型企業年金の会計上の取扱い」 に関して公開草案を公表

- ASBJが、リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)を公表
- 会計上はDCとして取り扱い、移行時には終了処理を行う

三菱UFJ年金ニュースNo.409(6/2)

### ポイント

- 企業会計基準委員会から、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」等の公開草案が公表されました\*。
- 公開草案で示されたリスク分担型企業年金の会計上の取扱いは以下の通り
  1. 規約で定められた掛金以外に追加拠出義務を負わないリスク分担型企業年金は、会計上「DC」として取扱う  
(費用は要拠出額とし、負債を計上しない)
  2. 既存の確定給付型制度(確定給付企業年金、退職一時金等)から移行する場合は、制度終了の会計処理を行う
  3. 制度の概要、リスク分担型企業年金に係る退職給付費用、リスク対応掛金の未拠出額及び残存拠出年数を開示する
- 公開草案に対する意見募集の期限は8月2日です。

\* [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/exposure\\_draft/taikyuu2016/index.shtml](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/taikyuu2016/index.shtml)

## 2-4. ASBJが「リスク分担型企業年金の会計上の取扱い」 に関して公開草案を公表

### リスク分担型企業年金の会計上の分類

- ✓ 規約で定められた掛金(標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金)以外に追加拠出義務を負わないリスク分担型企業年金は会計上、DCとして取り扱われます。
- ✓ すなわち、要拠出額を費用とし、貸借対照表には負債を計上しない処理となります。
- ✓ なお、将来、制度改正を行った場合には、改正の都度、会計上の分類について判定を行うことが求められます。

### 制度移行時の会計処理

- ✓ 既存の確定給付型制度(確定給付企業年金、退職一時金等)から、リスク分担型企業年金に移行する場合、「制度終了の会計処理」を行います。
- ✓ 具体的には、過去期間分を含めてDCに移行する場合と同様に、①移行に伴い減少する退職給付債務と年金資産の差額の費用処理、②移行部分に相当する未認識項目(未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用)の費用処理、を行います(例1)。
- ✓ なお、移行時点で年金財政上の特別掛金が存在する場合、特別掛金相当額の総額を未払金に計上し、損益として処理したうえで、①及び②の処理を行います(例2)。未払金は、特別掛金拠出の都度取り崩されます(特別掛金は、拠出時には費用とはなりません)。

#### <例1: 移行時の処理(特別掛金がない場合)>

【会計上の積立状況】

【リスク分担型企業年金移行時点の財政状況】

退職給付に係る負債 20

未認識項目 10	退職給付債務 100
年金資産 80	

リスク対応掛金収入現価	財政悪化リスク相当額
標準掛金収入現価 20	
年金資産 80	給付現価 100

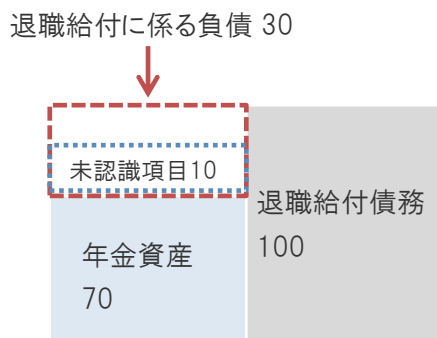
- ① 移行に伴って減少する退職給付債務と年金資産の差額の費用処理  
減少する退職給付債務(100)－減少する年金資産(80)＝20(利益)
- ② 移行部分に相当する未認識項目の費用処理  
未認識項目の費用処理＝10(損失)

特別利益  
①+②＝10

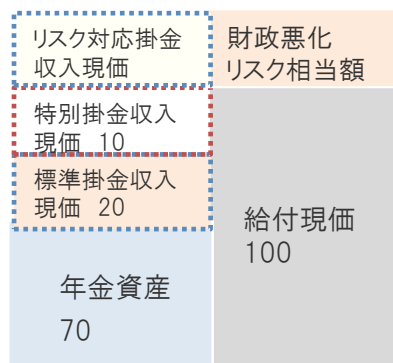
## 2-4. ASBJが「リスク分担型企業年金の会計上の取扱い」 に関して公開草案を公表

### <例2: 移行時の処理(特別掛金がある場合)>

【会計上の積立状況】



【リスク分担型企業年金移行時点の財政状況】



特別掛金未拠出額(割引前)=15

★特別掛金未拠出額(割引前)を費用計上

- ① 特別掛金未拠出額の費用処理=15(損失)・・・未払金を計上
- ② 移行に伴って減少する退職給付債務と年金資産の差額の費用処理  
減少する退職給付債務(100)－減少する年金資産(70)=30(利益)
- ③ 移行に相当する未認識項目の費用処理  
未認識項目の費用処理=10(損失)

特別利益  
①+②+③  
=5

### 情報開示

✓ 注記として以下の3点の開示が求められます

#### (1) リスク分担型企業年金の概要

例えば次のような内容を記載します

- ① 標準掛金相当額に加え、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること
- ② 毎事業年度における財政状態に応じて給付額が増減し、年金財政の均衡が図られること

#### (2) リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額

#### (3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

## 3. その他

---

# 3-1. 厚年本体の平成27年度運用実績(弊社推計値)について

- 平成27年度の厚年本体利回り(弊社推計値)は▲3.3%

三菱UFJ年金ニュースNo.404(4/1)

## ポイント

平成27年度（H27.4.1～H28.3.31）の厚年本体の運用利回りは、**▲3.3%**と推計されます。（弊社推計値）

### (留意事項)

- ✓ 上記の率は平成27年度財政検証に用いる最低責任準備金付利率に係る推計値です。（平成26年度財政決算からは「期ズレなし」が適用されました。）
- ✓ 例年8月頃に公表される実際の厚生年金保険本体の運用利回りとは異なる場合がありますので、取り扱いにはご注意ください。
- ✓ なお、第4四半期における時価変動以外のGPIFのポートフォリオ変動は織り込んでいないため、上記の率は実績と乖離する可能性があります。

## 厚年本体運用実績の推計方法

厚生労働省「平成24年度年金積立金運用報告書」、年金積立金管理運用独立行政法人「平成24年度業務概況書」、年金積立金管理運用独立行政法人HPより

	内容	推計方法
①市場運用分	年金積立金管理運用独立行政法人による市場運用	第3四半期までは公表値 第4四半期はベンチマーク収益率に基づき推計 (時価変動以外のポートフォリオの変動は見込まず)
②財投債引受け分	年金積立金管理運用独立行政法人による財投債運用(既引受分のみ)	過去の発行実績を基に全額満期まで保有する前提で推計
③財政融資資金預託金	年金特別会計で管理する積立金	コールレートをもとに推計



### 3-1. 厚年本体の平成27年度運用実績(弊社推計値)について

#### 最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率	期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
			4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—	—	—	—
平成10年度	4.15%	—	—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%	(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%	4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%	3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%	3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%	1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%	0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%	4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%	2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%	6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%	3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%	▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%	▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%	7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%	▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%	2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%	9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.3%(推計)※	▲3.3%(推計)※	8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	—	—	11.61%	▲3.3%(推計)※	7.68%(推計)※
平成29年度	—	—	▲3.3%(推計)※	—	—

※ 実績値は例年8月頃に公表されます。

## 3-2. 金利低下と年金財政運営

- マイナス金利でインカムゲインが得られなくなるため、予定利率の引下げが必要になる可能性も
- リスク対応掛金は、予定利率を引き下げずに積立促進が可能

～以下、メールマガジン「金利低下と年金財政運営(4/27)」転載～

最近、新聞紙上等でマイナス金利政策に伴う割引率低下で退職給付債務が増大し、企業収益を圧迫するという旨の記事が掲載されています。ここでは、会計ではなく年金財政上での影響について改めて考えてみたいと思います。

企業会計における退職給付債務は、安全性の高い債券の期末の市場実勢利回りを勘案して定めた割引率で、給付見込額を現在価値に換算します。退職給付債務が10%以上変動しなければ割引率を見直さなくてもよいというルール(重要性基準)はありますが、マイナス金利の影響により多くの企業では10%を超過し、割引率の見直しを迫られています。

一方、年金財政の責任準備金は予定利率で現在価値に換算されます。予定利率は年金資産の期待収益率を勘案して定めますが、その見直しは任意です。つまり、債務を評価する利率に関して、企業会計と年金財政とは設定方法や見直しの頻度が異なるわけです。特に、割引率は受動的に決定されるのに対し、予定利率は年金資産の運用方針や母体企業の掛金負担能力などを勘案して能動的に決定する点が大きく異なっています。

予定利率はあくまで能動的に決定するものであるため、金利低下がそのまま掛金負担の増大につながるわけではありません。しかし、マイナス金利は年金資産の運用にも大きく影響を及ぼすため、その点も考慮する必要があります。具体的には、運用パフォーマンスが予定利率を下回れば、年金財政上の積立不足が発生しますし、マイナス金利でインカムゲインが得にくくなれば、年金資産の期待収益も引下げざるを得なくなります。この結果、予定利率の引下げを視野に入れることが必要となるかもしれません。

なお、予定利率を引き下げると標準掛金の上昇だけでなく特別掛金の負担が発生します。その点、今年度から導入が見込まれるリスク対応掛金であれば、予定利率を変更せず、将来発生が見込まれる積立不足の範囲内で任意の額を掛金として設定できます。積立促進の手段として効果的な選択肢が加わったと言えます。

### 3-3. 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について (平成28年度)

- 平成28年度の解散厚年基金の分割納付特例に係る利率は0.01%

三菱UFJ年金ニュースNo.413(6/30)

#### ポイント

平成28年度（H28.4.1～H29.3.31）に分割納付特例を認可されて解散する厚年基金（自主解散型および清算型）について、分割納付する額に係る利率が公表\*されましたのでご案内します。

分割納付に係る利率 **0.01%**

\* 平成28年6月29日厚生労働省告示  
第269号(自主解散型加算金利率、平成26年厚生労働省告示第210号の一部改正)、  
同270号(清算型加算金利率、平成26年厚生労働省告示第211号の一部改正)

#### 分割納付に係る利率

- ✓ 上記の利率は、以下①②のいずれか低い率を基準に設定されます。  
ただし、平成28年度からは、当該いずれか低い率を%単位で小数点以下2桁に端数処理した結果、零以下となる場合には0.01%とするよう見直され、これが適用されます。
  - ①毎年4月の10年国債応募者利回り（平成28年度は▲0.069%）
  - ②前年度の10年国債応募者利回りの平均（平成28年度は0.322%）

### 3-3. 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について (平成28年度)

#### 解散認可等の年度に応じた利率

✓ 分割納付に係る利率は、解散認可または清算未了特定基金型納付計画の承認(以下、「解散認可等」)の年度に応じて、以下の通り定められます。

(分割納付期間にわたり、固定)

解散認可等の年度	26年度	27年度	28年度
分割納付に係る利率	0.63%	0.37%	0.01%

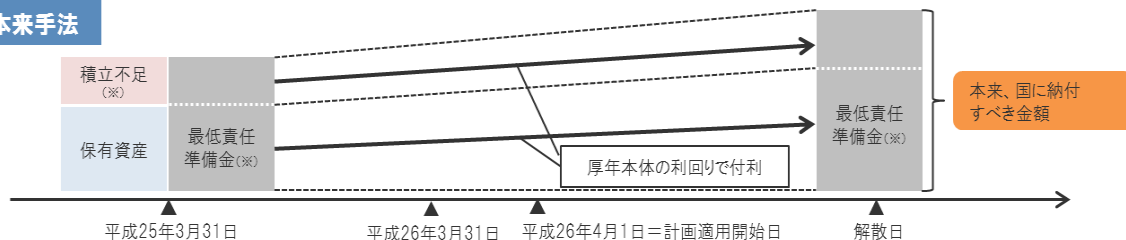
#### (ご参考)解散計画提出時の特例的取扱い

✓ 解散計画を提出した代行割れ基金が分割納付特例を承認された場合、解散時に国に納付する最低責任準備金相当額のうち「解散計画適用開始日における不足相当額」に対する付利率を、解散計画適用開始日に遡って上記の利率とすることができます。(代替手法)

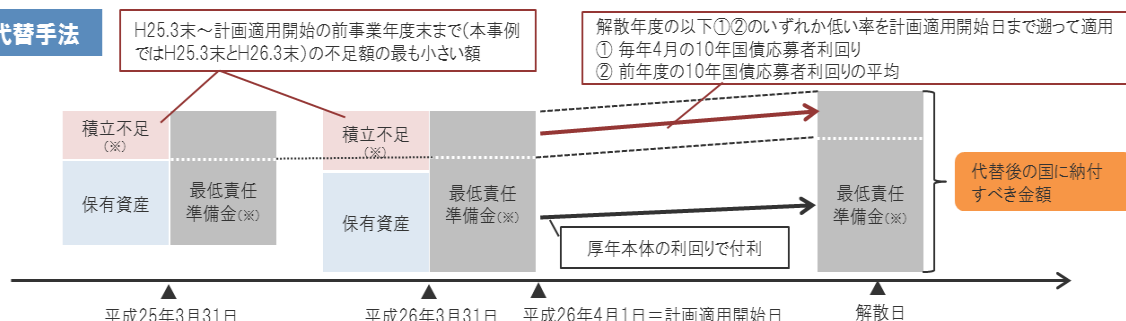
(例)平成26年4月1日適用開始の解散計画を提出した場合

(注)納付額特例を使用する先は使用不可

#### 本来手法



#### 代替手法



(※) 解散時の最低責任準備金の算定方法に基づく債務額および積立不足額で算定する必要あり

## 3-4. 平成28年3月末の企業年金の資産残高等について

- 平成28年3月末の企業年金(確定給付型)の資産残高は82兆円、前年度比8.5%減少
- 確定拠出年金の資産残高は9.5兆円、同5.5%増

～以下、メールマガジン「平成28年3月末の企業年金の資産残高等について(5/25)」転載～

信託協会が生保協会・JA共済連・運営管理機関連絡協議会と共同で平成28年3月末現在の企業年金についての概況を取りまとめ、公表していますのでご案内いたします。

### (1) 企業年金(確定給付型)の受託概況(平成28年3月末現在)

○受託件数 13,946件 (対前年比2.7%減)

【内訳】厚年基金:256件 (同42.3%減)

DB年金 :13,690件 (同1.4%減)

○資産残高(時価)82兆1,072億円 (同8.5%減)

【内訳】厚年基金:24兆2,070億円 (同22.6%減)

DB年金 :57兆9,002億円 (同1.0%減)

○加入者数 1,049万人 (同8.4%減)

【内訳】厚年基金:254万人 (同30.0%減)

DB年金 :795万人 (同1.7%増)

→厚年基金受託件数の大幅減および市場の低迷を受け、全体の資産残高は減少しています。なお、DB年金については加入者数が増加しております。

### (2) 確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成28年3月末現在)

○規約数 4,880件(対前年比6.9%増)

○資産額(時価) 9兆5,315億円(同5.5%増)

○加入者数 550万人(同8.4%増)

→規約数の伸び率は昨年比上昇しており、制度普及が進んでいると言えます。

URL

企業年金(確定給付型)の受託概況(平成28年3月末現在)[信託協会HP]

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news280524-1.html>

確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成28年3月末現在)[信託協会HP]

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/news280524-2.html>

## 4. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(平成28年4月～6月)

---



## 4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成28年4月～6月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成28年 4月	厚年本体の平成27年度運用実績 (弊社推計値)について	○			
	DC改正法案 参議院厚労委員会で審議入り		(○)		
	ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の 議論 その6			(○)	
	DB法施行規則等の一部改正にかかる 省令等の改正について		○		
	DC改正法案 参議院厚労委員会通過 (施行日一部修正あり)		(○)		
	DC改正法案 参議院本会議通過		(○)		
	年金債務 企業を圧迫			○	
	金利低下と年金財政運営		○		
	ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の 議論 その7			(○)	
	第17回社会保障審議会企業年金部会の 開催について		○		
平成28年 5月	ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の 議論 その8			(○)	
	ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の 議論 その9			(○)	
	解散厚年基金の分割納付特例に係る利率に関 する意見募集について		(○)		
	DC改正法案 衆議院厚生労働委員会通過		(○)		
	確定拠出年金法等の改正にかかる法案の可決		○		

## 4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成28年4月～6月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成28年 5月	平成28年3月末の企業年金の資産残高等について				○
	改正DC法等の一部の施行に関する意見募集について		○		
	平成28年3月期決算短信における退職給付会計数値の集計結果			○	
	リスク対応掛金、リスク分担型企業年金に係る政省令案の意見募集開始について		○		
	ASBJにおけるリスク分担型DBの会計処理の議論 その10			○	
平成28年 6月	ASBJ(企業会計基準委員会)が「リスク分担型企業年金の会計上の取扱い」に関して公開草案を公表			○	
	確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布		○		
	第18回社会保障審議会企業年金部会の開催について		○		
	リスク対応掛金、リスク分担型企業年金に係る告示・通知案の意見募集開始について		○		
	確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布			○	
	解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について(平成28年度)			○	
確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うDB法施行規則の一部改正に関する省令について			○		

※ ( )は本資料に未掲載のニュースです。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))